

議 長 日程第5「議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年5月19日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。新型コロナウイルス感染症総合対策事業の推進に当たり、必要となる財源の確保に寄与することを目的として、町長、副町長及び教育長の給与に関し減額措置を講じたいので、御提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。本件については、担当課長の細部説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、異議ございませんか。（「質疑あります。」の声あり）質疑はいいんですけど、担当課長の説明を省いてよろしいかというふうな。細部説明。

6 番 井 上 担当課長の説明を省くというのは、何で省くのがちょっと理解できないんですけど。

議 長 これはですね、議案に…

町 長 よかったら説明させましょう。時間を短くというのが目的だったので、待っているのがもったいない。

議 長 細部説明を求める異議がありましたので、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それではですね、議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症総合対策事業の推進に当たり、必要となる財源の確保に寄与することを目的として、町長、副町長及び教育長の給与に関し減額措置を講じるため、条例改正を行います。

それでは、議案の最終ページを御覧ください。参考資料の2でございます。附則に1項を加えるもので、その内容につきましては、減額とする期間でございますけれども、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの10か月間。減額の内容につきましては、第2条第1項に規定する町長、副町長及び教育長の

それぞれの給与月額を20%減額、また同期間における期末手当におきまして、期末手当基礎額となる給料月額についても20%を減額した上で算出した額とするものでございます。減額が見込まれる額といたしましては、下段の表のとおりで、給料、期末手当及び共済費の合計で、621万2,000円を見込んでございます。

恐れ入りますが、議案の最初のページにお戻りいただいて、1枚めくって2枚目を御覧願います。最下段、附則でございます。この条例は令和2年6月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点、手続論ということで、確認をさせていただきます。松田町特別職報酬等審議会条例、昭和46年12月に制定されております。この条例につきましては、議員報酬、町長、副町長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ報酬、給料の額について審議会の意見を聞くものとする。「ものとする」となっております。私の解釈では、「ものとする」は原則でという意味を含んでいると感じております。そのような中で、この特別職報酬等審議会、これが多分開かれてないというふうに私は認識しております。1点目の質問が、開かれたのか開かれなかったのか。開かれなかった場合には、どういった理由で開かなかったのかと。これについてお答えをお願いいたします。

参事兼総務課長 ただいまの田代議員の質問にお答えさせていただきます。まず、報酬等審議会の開催につきましては、開催はしておりません。また、開催をしなかった理由につきましては、まず県の市町村課のほうにですね、問い合わせとして新型コロナウイルス感染症対策に伴い、町長、副町長、教育長の給料月額の減額措置を行う上で、松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正の際、松田町特別職報酬審議会を開催し、意見が必要があるかの要否の確認をさせていただいているところでございます。

県の市町村課の回答といたしましては、減額措置において給与条例主義の原則から、給与に関する改正条例を議会に提出し、その議決を経て条例上の額を改正する必要はあるものの、現行の額の引き下げに関して、審議会に対しては

必ずしも諮問しなければならないものではないと回答をいただいております。
また、その理由といたしましては、審議会の設置の趣旨が首長や議員といった特別職の給与、報酬が高額であるとする世論を踏まえ、第三者機関の意見を聞くことで給与等の額の決定に関し公平を期することを目的としていることから、一般的に現行の額から減額する場合には審議会の意見を聞く必要がないものと考えられるという回答で頂いております。それを基づいて審議会のほうは開催はしておりません。以上でございます。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。その回答について2点ほどお伺いしたいと思います。審議会の開催趣旨として、比較的議員、首長の、また三役の給料が高いから、これを是正するために諮問しているんだと。逆に、松田町は議員の報酬は県内で1位、2位を争う低いレベルです。町長も、三役の方も、多分それに準じて低い額だと思います。ですから、今の参事の説明については、逆に低い場合どうなのか。その辺について、まず1点お伺いいたします。

参事兼総務課長 今、現行の給与月額、報酬等を減額する場合について、例えば期間、今回の場合みたいに期間を限定してやる場合については必要ないとされていますけれども、恒久的な中で、将来にわたり条例を改正して、本則の中の給料月額、それとか報酬額を改正する場合には、近隣とか世間一般的なものの中の情報を踏まえながら、審議会の中で決定をしていくという考えであるということでございます。以上です。

5 番 田 代 それでは、2点目に質問をもう一度させていただきます。今の回答はそれで結構かなと思います。

あともう1点が、ここの参考資料の場合に、町長ですと1,500万近い報酬額が、給料額が230万ほど下がると。副町長については1,300万弱が200万ほど、教育長についても同様な額ということで、かなり20%、9か月と、大きい額です。これについて一つ心配なのが、寄附行為、これに抵触するかどうか。これについて御回答お願いいたします。

参事兼総務課長 ただいまの御質問の寄附行為でございますけれども、条例を改正した上での減額となっています。例えばこれを減額、条例改正もしない中で自主的に返納という形になれば、寄附行為という考えになると思いますけれども、今回の場

合は条例改正によって給料月額を確定した上でのものがございますので、それは寄附行為にならないという考えでございます。以上です。

5 番 田 代 ただいまの関係については、事前配付いただきました地方公務員法の質疑応答集、これの中で確かに出ております。もうこれで市町村課のほうもこの件に関しては大丈夫だよというお墨付きを取られたかどうかということで、お願いします。

参事兼総務課長 先ほど最初に説明した中では、要否について確認して市町村課のほうでお墨付きをいただいておりますので、先ほどの…（「寄附行為」の声あり）寄附行為のほうも、それなりの確認は取れております。以上でございます。

5 番 田 代 丁寧な手続論、ありがとうございました。質問終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 ここでですね、町長、副町長、教育長ということで、身を切った対応をされるということの部分はですね、こういった緊急対策の場合ということで、理解できる部分もあるんですけども、1点お伺いをしたいと思います。

まず、減額の内容の中でですね、財源対応するというふうなこともありますけれども、これはその後のですね、補正予算で聞いたほうがいいのかもしいんですけれども、そういった中で、なぜ20%なのか。最近、各地方自治体の中で、首長等の減額、首長とあと議会議員ですね、の減額の新聞の報道等もかなり出ております。その中でもですね、大分金額的にも大きい削減比率ですか、削減額だというふうに思います。なぜここをですね、20%減額をするという比率を決定をされたのか、その理由。

及び、財源の確保ということで、単にですね、今、5番議員のほうでも最後にですね、寄附行為にならないかというふうに言いましたけれども、見方によってですね、一般財源的な取扱をして、ここで減額となる額というのは、総額で621万という額であるとですね、それは一般財源として取り扱う場合にはですね、町民からの見方、私なりの見方からしても、やはりそれは寄附に近い改正になってしまうのではないかなということもあります。そういった中で、どういった財源確保、事業の対応に個別に当たるのか、それらについてお伺いをいたします。

町

長 御質問ありがとうございます。まず、なぜ20%なのか。これはですね、あくまでも参考にしたということと言うと、県議会の皆さん方の数字が20%だというふうなことになりましたので、それは期末だとかという話でしたけど、参考に、数字は参考にさせていただきました。ただ、20にするとか30にするとか半額にするだとか、そこは各市町のそれぞれの考え方ですから、そこに一々裏づけが必要かという、そうじゃないんじゃないだろうかということだと思っておりますので、これは我々三役でお話をした中での減額の数字ということで御理解を頂ければというふうに思っています。

また、これが寄附行為に近いものに当たるんじゃないだろうかというようなお話ですけども、あくまでもこの新型コロナウイルス対策に当たって、この内容がなくて一般的な会計の中にお金が行くというよりも、あくまでもこの新型コロナウイルスの感染症の予防対策として、しっかりと町民の皆様方の御苦勞も感じながら、ほんと微々たるものと言われてしまうと微々たるものかもわかりませんが、我々も同じ気持ちになって対応をさせていただくということです。ですから、あとはこの裏づけとしてはですね、役場の職員の給与に手をつけている自治体もあります。なるべく私はそういうふうにしたくなく、我々3人が防波堤に立って…のような格好で対応しながら、日々頑張ってくれる職員のそういったものに手をつけないで済むようにもしたいという思いもある中でやっています。ですから、先ほど寄附行為の話に、ちょっとすみません、戻りますけども、我々はこのコロナウイルス対策に対する費用の中の全体の中で対応ができるような格好で、このお金…この費用といいましょうかね。どれということはないですけども、その中である程度幅を持たせた中で使える費用として減額をさせていただいたということになります。

また、補足というか、先ほど田代議員さんからの御質問のあれで、我々が1,500万ぐらいもらって、1,300万というお話がありましたけど、この数字だけ見るとですね、あくまでも20%分の額なので、これ、10%にすると約100万ぐらいになる。その12か月掛けてもらえば、そんな1,500万ももらっていませんので、それだけは訂正をさせていただきます。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。いや、ただ、これはですね、寄附行為ではと

ということではなく、その後の補正（第4号）のほうも、一般財源の減額になっちゃってるんですよ。給与等のね。総務管理費の中の給与等というの、一般財源の減額になっちゃってるんですよ。ですから、そういうふうに一般…特にこの場です、説明をしていただくと、例えばこういった事業に充てますよということであれば、この補正予算の財源というのは、そういった部分を明確にできないんでということで、一般財源扱いにしてますけれども、でも実はこの20%、620万をこういうものに使っていますよという説明をしてほしかったんですね。ですから、そういうふうには、何で20%なのか。こういった事業に充てるんで三役が減額をしましたよという説明でしたらばですね、わかりますけれども、そうじゃないとですね、この620万が補正予算書上ではですね、単純に一般財源扱いで予備費にいくのか何にいくのかわからないというふうな形です。ですので、そういった取扱になってしまうと、一般的には、例えば町民から見た目等ではですね、寄附行為的な形になるのではないかなということですね、その辺の内容をお聞きをしたわけです。新型コロナウイルス感染症総合対策事業というふうには、大きくですね、言われて、それ以上ないよということであれば、それはそれでやむを得ないのかなというふうにも思いますが、かなり近隣と比べてもですね、高額な減額の条例改正ということも踏まえまして、もしその辺の説明が再度あればですね、お願いをしたいと思います。

町

長 井上議員がおっしゃるとおりだというふうに思うところもあります。ありますというか、もうおっしゃるとおりで、我々のこの予算がどうこうというよりも、あくまでもこの感染症総合対策事業として、本部の中でいろいろ事業を考えながら今やっているところなので、この事業に使ったとか、この事業に…例えばマスクにこのお金使いましたとか、これに使ったとかいうと、より寄附みたいな雰囲気に見えてしまうのかなというふうに感じております。ですから、あくまでもある程度幅広く、もうタイムリーに、いろんなものに使っていかなくちゃいけないのに、このお金はこっち、このお金はこっちとかっていうようなことでは、我々に対応がしにくいということもあるので、ここは減額をさせて…減額した分がどれとかというふうには充てるというふうな意識は持ってません。また、ほかの自治体よりも多いとか少ないとかって、それは各自治体の首長さ

ん、もし議員さんたち、あとはいろんなところが全国いろいろありますけども、それはそれぞれに状況も違いますし、それぞれにやれば…やられればいい話で、どこどこがこうだったから、こうだったというのは、参考にはなったにしても、最終的に決断をするのはその方、また首長さんであるとはいうふうに考えていますから、ここは我々の気持ちの中で20という数字を決めさせていただいたということになります。以上です。

議

長 よろしいですか。ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。